

抗議声明

不当判決弾劾！加藤誠二さんの職場復帰まで断固闘う！

本日、名古屋地方裁判所は、加藤誠二さんの懲戒解雇撤回を求めて闘ってきた「蒲郡駅事件」民事裁判〔平成19年（ワ）第3845号事件〕で、不当にも原告の請求を棄却する判決を下した。我々は、この不当判決に満腔の怒り込めて断固抗議すると共に、直ちに控訴し闘うことを宣言する。

2007年7月13日愛知県警公安三課は、会社からの刑事告訴を口実に、無実の加藤誠二さんを窃盗犯人にデッチ上げ、JR東海労組合事務所、加藤誠二さんの自宅・職場など7ヶ所にも及ぶ大規模な不当家宅搜索を強行した。当日会社は、不当にも加藤誠二さんに就業制限をかけた。また会社は、蒲郡駅に加藤誠二さんの代替要員を予め配置していたのである。この用意周到さは、まるで家宅搜索が行われることを知らなければできない行動である。2007年9月27日、会社は加藤誠二さんが起訴される前に、不当な懲戒解雇を発令したのである。

この一連の事実だけを見ても、この事件の本質が何たるかを見て取ることができる。まぎれもなく、労働組合破壊を目的とした政治弾圧・国策捜査であることは間違いない。

開廷された8回の口頭弁論では、会社の主張がいかにもデタラメで推論に基づくものであるかが明らかとなった。会社が提出した証拠には、加藤誠二さんが窃盗したと確信できる証拠は一切ない。監視カメラの画像などを見ても、犯行に結びつく映像は一切映っていない。なぜなら、加藤誠二さんには窃盗した事実などないからである。

この間、JR東海労には、会社の内部事情に詳しいと思われる人から、内部告発が寄せられてきた。「シナリオ」、株主総会のリハーサルMD、伊那松島抗議行動のビデオなどがそれであったように、この内部文書も心ある社員からの内部告発なのである。会社は、JR東海労のホームページに内部文書が載ったというだけで、JR東海労組合員の誰かを犯人に仕立て上げなければならなかったのである。

にもかかわらず、名古屋地方裁判所は会社の言い分だけを採用し、加藤誠二さんの証言・主張を門前払いしたのである。裁判所自ら政治弾圧に与し、労働組合破壊に手を貸したのだ。まさに司法の反動化だ。

JR総連・各単組にかけられた弾圧の嵐はなお続く。我々は、美世志会、F21の仲間にかけてられた弾圧を跳ね返す闘いと連動させ、さらに闘いを強化し、加藤誠二さんの完全無罪・職場復帰まで断固闘う。

2009年5月19日

JR東海労働組合